

子育て支援医療費助成

を拡大します

対象年齢を「**中学3年生**」まで拡大します

子

育て支援医療費助成の対象は、現在は小学6年生までですが、10月1日の診療分からは、中学3年生までが対象になります。

受給資格申請書は、町内の各中学校から、お子さんを通して配布しますので、申請書を必ずご確認ください。町外の中学校に通学しているお子さんがある場合には、申請書を直接郵送します。申請書が7月末日までに届かない場合には、お問い合わせください。



10月からは、私たちの医療費も助成になりますね！

制度の概要

乳幼児、児童生徒が医療機関で受診や治療、入院したとき、医療費の一部を助成する制度です。

新しく対象となる方

町内に住所がある中学1年生から中学3年生までのお子さんが増え、新しく対象となります。

申請手続き

受給資格申請書

▽中学1年生から中学3年生までのお子さん

7月上旬に各中学校を通して配布します。子どもが国民健康保険に加入の場合には、申請する必要はありません。ただし、9月末日までに保護者の就職などにより、社会保険に加入した場合は、申請が必要となりますので、国民健康保険に加入されている方にも申請書を配布します。

▽小学6年生までのお子さん

申請の手続きは必要ありません。

添付書類

▽お子さんの健康保険証の写し

▽金融機関の預金通帳の写し

▽提出期限 7月末日までに提出してください。

▽提出先 保健センター

受給資格者証の交付

受給資格者証は、9月中に郵送により申請者に交付します。

小学6年生までのお子さんについては、有効期限が変更となりますので新しい受給資格者証をお送りします。今までの受給資格者証をお持ちの方は、新しい受給資格者証が届いたら、保健センターまたは、役場窓口にお返しください。

連絡・問い合わせ先

▽保健福祉課 健康づくりグループ
☎62-3166

御存じですか？

医療費の限度額適用と入院時の食事代減額制度

医療費の限度額適用とは、病気やケガで入院した時など、多額な自己負担をしなければならぬ場合に、負担を軽くするため、自己負担が一定の額を超えたとき、所得区分に応じて、一定額以上の医療費がからなくなる制度です。

31日までとなります。すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方は、有効期限が7月31日までとなっておりますので、7月中に更新手続きが必要です。

この医療費の限度額適用や入院時食事代が減額になる制度を利用するには「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。役場に申請して認定証が交付されると、申請した月の初日から適用になり、有効期限は申請の月から最初の7月

▼手続きに必要なもの
①国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証②高齢受給者証(70歳〜74歳の方)③印鑑④1月1日以降に転入された方は1月1日現在の住所市町村発行の所得証明書

▼国民健康保険(小学生〜70歳未満)被保険者の場合

所得区分	医療費限度額(世帯あたり)		入院時の食事代(1食当たり)
	高額該当が3回目までの限度額	高額該当が4回目以降の限度額	
上位所得世帯	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円	260円 (標準負担額)
一般世帯	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	260円 (標準負担額)
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	90日までの入院 210円 90日を越える入院 160円

所得区分に応じ、医療費の限度額適用や入院時食事代の減額を受けるには「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請が必要です。

▼国民健康保険高齢受給者(70歳〜75歳未満)又は後期高齢者医療被保険者の場合

所得区分	医療費限度額		入院時の食事代(1食当たり)
	外来	外来+入院	
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 4回目以降は44,400円	260円 (標準負担額)
一般世帯	12,000円	44,400円	260円 (標準負担額)
低所得II 注1	8,000円	24,600円	90日までの入院 210円 90日を越える入院 160円
低所得I 注2	8,000円	15,000円	100円

注1 世帯全員が住民税非課税の方。

注2 世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方。

現役並み所得者や一般の方は、申請をしなくても医療費の限度額適用を受けられますが、低所得I、低所得IIの適用には「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請が必要です。